

地方における規制改革について < 未定稿 >

1. 問題の所在

我が国においては、国が定める法令から通達などの運用レベルのものまで多種多様な規制が存在しているが、ある規制について、国が一定のルールを定める一方で、具体的な規制内容を地方自治体の条例等に委ねている場合がある。

これに関し、地方自治体の条例等による規制について、地域の実情等に照らして必ずしもその理由が明確でないものもあるとの指摘や、条例等における具体的な規制内容が地方自治体によって異なる場合に、自治体を跨いだ広域的な活動を行っている企業等にとって、経済効率性の観点から阻害要因になっているものもあるとの指摘がある。

条例等に基づく地方の規制について、地域のニーズに即した見直しを進めるために、地方自治体に「地方版規制改革会議」を設置することを既に提案しているが、上記のような指摘も踏まえ、地方における規制改革を推進するための国としての対応について、更に検討する必要があると考えられる。

2. 具体的な事例

ソフトクリームの移動販売について、都道府県等によって、食品衛生法に基づく営業許可が得られる場合と得られない場合があり、営業許可が得られる場合でも、その条件（使用できる原材料、給排水タンクの容量等）が自治体によって異なり、対応に苦慮しているとの指摘がある。また、昨今の移動販売車には固定店舗と同等の設備を備えたものがあるにもかかわらず、ソフトクリームの移動販売について営業許可が得られない自治体があることは問題であるとの指摘がある。

臨時の飲食店営業に関し、営業とは認められないとして食品衛生法上の許可を必要としない場合の基準は都道府県等によって異なり、許可を要しない場合に、食品衛生上の危害発生防止のために保健所への届出を求めている自治体と求めていない自治体がある。また、届出を必要とする場合に、出店期間の制限を設けている自治体（例：原則として1年に5日以下）がある一方で、そのような制限がない自治体もある。

理容師法・美容師法に基づき、理・美容所の開設者は、清潔の保持等のほか、都道府県等が条例で定める衛生上必要な措置を講じなければならないが、自治体によって、「洗顔及び洗髪のための流水式の設備を設ける」旨の規定がある場合とない場合がある。

理・美容所の床面積の基準について、衛生上必要な措置として都道府県等が条例で定めており、当該基準は自治体によって異なる（6.6㎡以上、13.2㎡以上など）。また、移動車両を活用した理・美容業において、店舗型の床面積基準よりも基準を緩和している自治体がある一方で、店舗型基準と同様の基準を適用している自治体もあり、事業の実施に支障を来しているとの指摘がある。

クリーニング業法に基づき、営業者は、機械設備等のほか、都道府県等が条例で定める必要な措置を講じなければならないが、面積基準の規定を設けていない自治体がある一方で、当該規定を設けている自治体もあり、面積基準の規定が設けられている場合、駅等のコインロッカーで受渡しをする無人のクリーニング所の設置が不可能になっているとの指摘がある。

旅館業法に基づき、旅館業を営もうとする者が許可を受けるためには、旅館業法施行令で定める構造設備基準及びその他都道府県等が条例で定める構造設備基準に適合する必要があるが、条例で定める構造設備基準のうち、客室一室の床面積や玄関帳場の広さ等の規定は、自治体によって異なる（玄関帳場の広さ等については、規定がない自治体も多い）。また、簡易宿所における玄関帳場は、旅館業法施行令上の基準はないが、自治体によって、これを条例で基準化している場合と基準化していない場合がある。

公衆浴場法に基づき、公衆浴場の営業者は、都道府県等が条例で定める必要な措置を講じなければならないが、自治体によって、一定年齢以上の男女を混浴させない旨の規定がある場合とない場合があり、当該規定がある場合でも、その年齢は自治体によって異なる（8歳以上、10歳以上、12歳以上など）。

公衆浴場法に基づき、公衆浴場の営業者は、都道府県等が条例で定める必要な措置を講じなければならないが、露天風呂を設ける場合に、屋外には洗い場を設けない旨の規定がある場合とない場合がある。

学校教育法では、専修学校の設置者の要件として学校法人であることを求めているが、都道府県が定める私立専修学校の設置認可基準において、原則として学校法人であることを求めている場合と求めていない場合がある。

競争入札参加資格の要件については、各地方自治体がそれぞれ定めているが、一定の営業年数を求めている自治体と求めていない自治体がある。

競争入札参加資格申請の手続については、各地方自治体がそれぞれ定めているが、紙による手続を要求しているところが依然多い中で、添付書類に統一性がなく、また、申請書類の提出に際し、書類の綴じ方、使用ファイルの色など細部まで指定される場合もあり、複数の自治体に申請するに当たって手続が煩雑化しているとの指摘がある。

このような事例を踏まえ、国として、どのような対応が必要か。